

平成26年度第1回学校教育問題対策専門委員会 会議次第

日時：平成26年10月6日（月）

午前10時～11時

場所：市庁舎13階 教育委員室

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 専門委員会委員、事務局紹介

4 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について・・・・・・・・・・【資料1～3】

5 議事

(1) 会長の選出・・・・・・・・・・【資料2】

(2) 会議の公開について・・・・・・・・・・【資料4】

(3) 本市のいじめの状況及び防止に向けた取組について・・・・・・・・【資料5】

- ・ 本市のいじめの状況について
- ・ 本市のいじめ防止に向けた取組について

(4) 本市における体罰の根絶に向けた取組について・・・・・・・・・・【資料6】

(5) その他の学校教育問題について

6 その他

7 閉 会

《 資 料 》

- 資料1 宇都宮市学校教育問題対策推進条例
- 資料2 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会規則
- 資料3 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について
- 資料4 附属機関の会議の公開に関する要領
- 資料5 本市のいじめの状況及び防止に向けた取組について
- 資料6 本市における体罰の根絶に向けた取組について

平成26年度学校教育問題対策専門委員会 委員一覧

	職	氏名	摘要
1	宇都宮大学教育学部教授	青柳 宏	学識経験者
2	栃木県弁護士会	石神 知也	弁護士
3	宇都宮東口ストレスクリニック院長	朝信 泰昌	精神科医
4	栃木県臨床心理士会	小林 順子	臨床心理士

[教育委員会事務局参加者一覧]

	職	氏名
1	教育長	水越 久夫
2	学校教育担当次長	高橋 利和
3	学校教育課長	浪花 寛
4	学校教育課長補佐	増渕 和典
5	学校教育課教職員G係長	鈴木 佳之
6	学校教育課教職員G管理主事	神山 直樹
7	学校教育課学校いきいきG係長	福田 衛
8	学校教育課学校いきいきG指導主事	加藤 悦宏
9	学校教育課学校いきいきG指導主事	谷黒 潤
10	学校健康課学校保健体育G指導主事	山田 博子
11	教育センター相談G指導主事	山本 晶子

宇都宮市条例第 26 号

宇都宮市学校教育問題対策推進条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、宇都宮市立小中学校におけるいじめ、体罰、不当要求その他の学校教育における問題（以下「学校教育問題」という。）に係る対策の推進について、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学校教育問題対策専門委員会)

第 2 条 教育委員会は、法第 14 条第 3 項の規定に基づく附属機関、法第 28 条第 1 項の規定に基づく組織その他の学校教育問題に係る対策について調査審議する機関として、宇都宮市学校教育問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

- 2 専門委員会は、委員 4 人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 専門委員会の委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 専門委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(いじめ問題調査委員会)

第 3 条 市長は、いじめ問題に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 30 条第 2 項の規定に基づく附属機関として、宇都宮市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、委員 5 人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者（専門委員会の委員の職にある者を除く。）のうちから市長が任命する。
- 3 調査委員会の委員は、当該重大事態等に係る調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

- 2 この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

宇都宮市教育委員会規則第 6 号

宇都宮市学校教育問題対策専門委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市学校教育問題対策推進条例（平成 26 年条例第 26 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、宇都宮市学校教育問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 専門委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 専門委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 専門委員会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 4 条 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について

1 目的

本市のいじめ、体罰、不当要求その他の学校教育における問題について、現状に基づく対策や今後の方向性について、専門的見地から協議を行うとともに、必要に応じて、いじめの重大事態に係る調査を行う。

2 構成員

(1) 委員（任期：2年）

区分	氏名	所属等
学識経験者	あおやぎ ひろし 青柳 宏	宇都宮大学教育学部 教授
弁護士	いしがみ ともや 石神 知也	栃木県弁護士会（子どもの権利委員会）
医師	あさのぶ やすまさ 朝信 泰昌	精神科医 宇都宮東口ストレスクリニック院長
臨床心理士	こばやし よりこ 小林 順子	栃木県臨床心理士会

(2) 臨時委員

- ・ 事案の特性に応じた学識経験者（重大事態発生時のみ）

※ 事務局：学校教育課学校いきいきG

3 開催時期

- (1) 定期会議 5月（年1回）
- (2) 臨時会議 事案発生時

4 内容

(1) 定期会議

本市のいじめ、体罰等の現状に基づく対策や今後の方向性について報告し、効果的な推進について専門的見地から助言を受けるなどの意見交換を行う。

(2) 臨時会議

教育委員会からの要請を受け、いじめの重大事態に係る調査を行う。

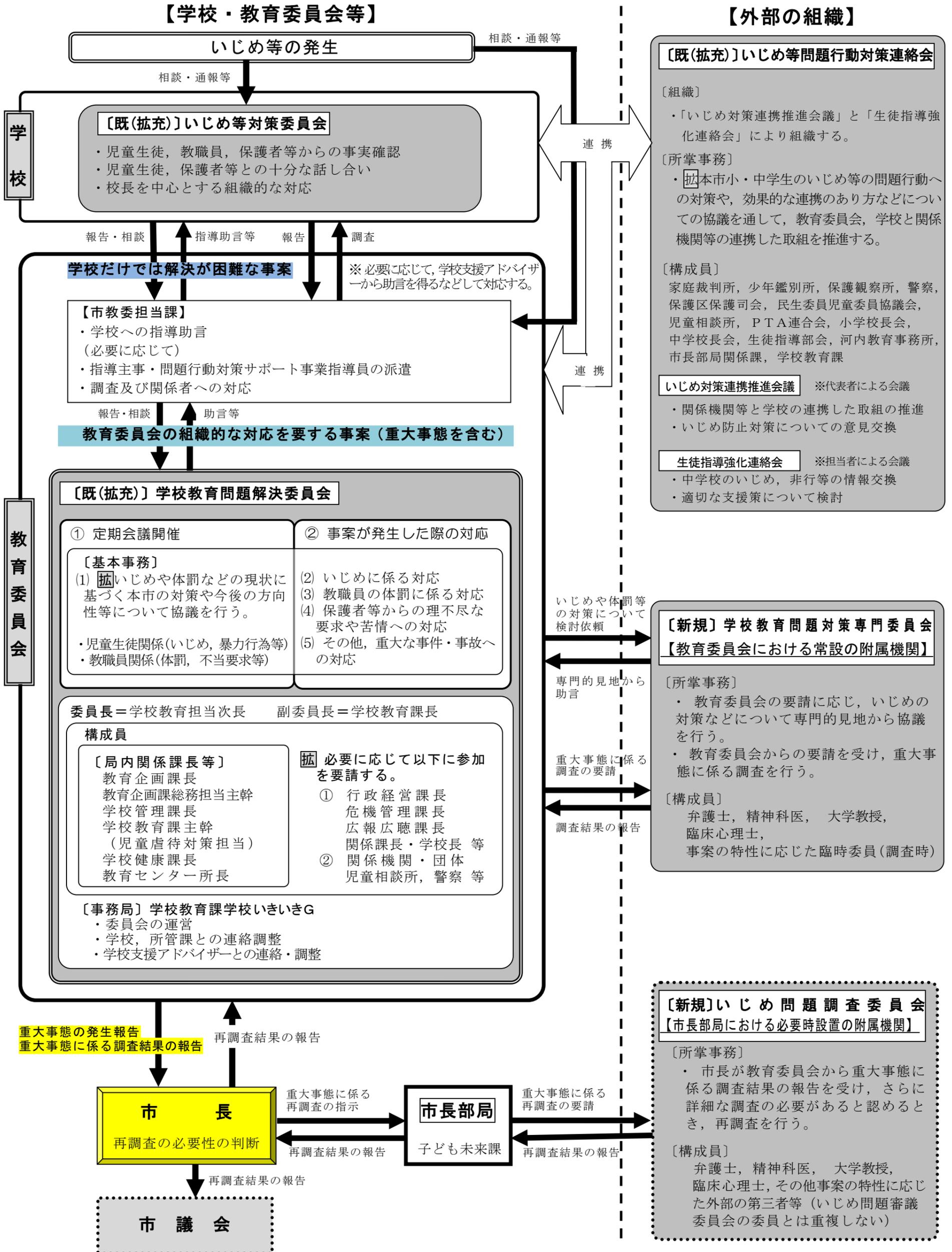
【重大事態の定義】市いじめ防止基本方針第5章による

ア いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

ウ 上記に関わらず、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

本市におけるいじめ、体罰等の対策に係る関係組織



附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議

の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 会議の公開又は非公開の別
- カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由
- キ 傍聴者の定員
- ク 傍聴手続
- ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

本市のいじめの状況及び防止に向けた取組について

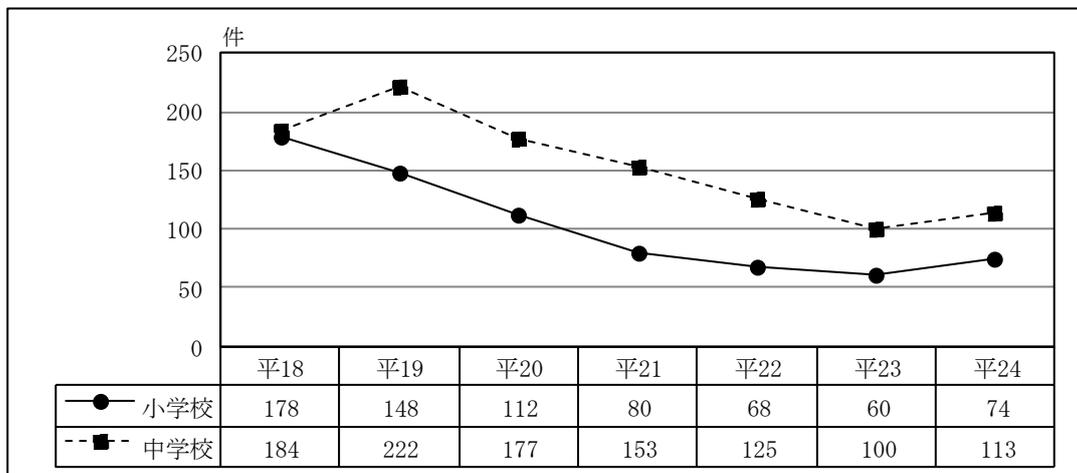
1 本市のいじめの状況

【文部科学省調査におけるいじめの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(1) いじめの件数



平成19年度をピークに、減少傾向となっている。平成24年度は、いじめが大きな社会問題となり、全国的に増加した。

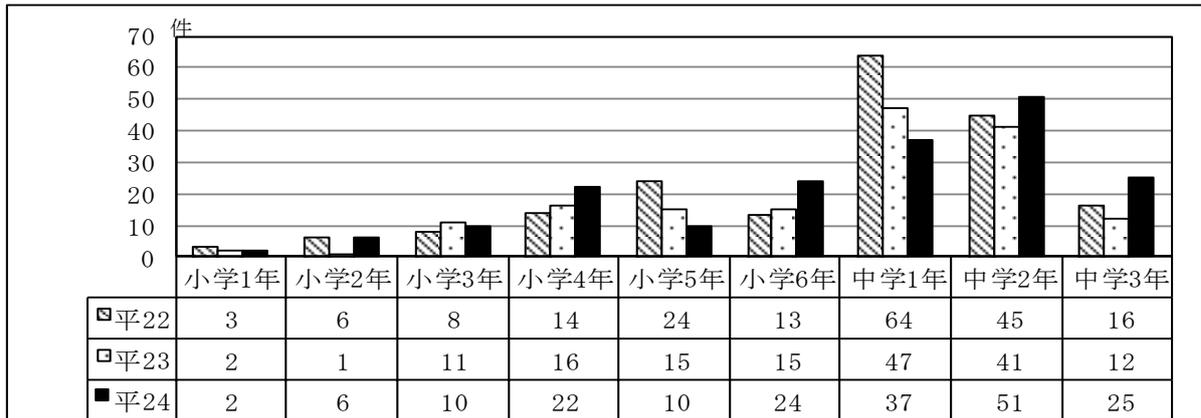
(2) いじめの態様別割合

単位：パーセント

態 様		小学校		中学校	
		H 2 3	H 2 4	H 2 3	H 2 4
言葉によるいじめ	冷やかしやからかい	36.6	34.9	31.5	37.2
	悪口やうわさ	15.2	17.4	21.3	18.8
	脅し	2.7	2.3	5.6	6.0
身体的ないじめ	遊ぶふりをして軽く叩かれる	19.6	12.9	13.7	7.3
	ひどく叩かれる	4.5	9.1	5.1	12.8
精神的ないじめ	仲間はずれ集団による無視	8.9	5.3	7.6	4.6
持ち物を対象としたいじめ	物を隠す・傷つける・いたづらをする	7.1	1.5	7.6	4.1
	金品を取り上げる	1.8	8.3	3.6	5.1
ネットいじめ	実名を挙げての誹謗中傷	0.9	3.8	1.5	3.2
	なりすましメール	0.0	0	2.0	0
その他		2.7	4.5	0.5	0.9

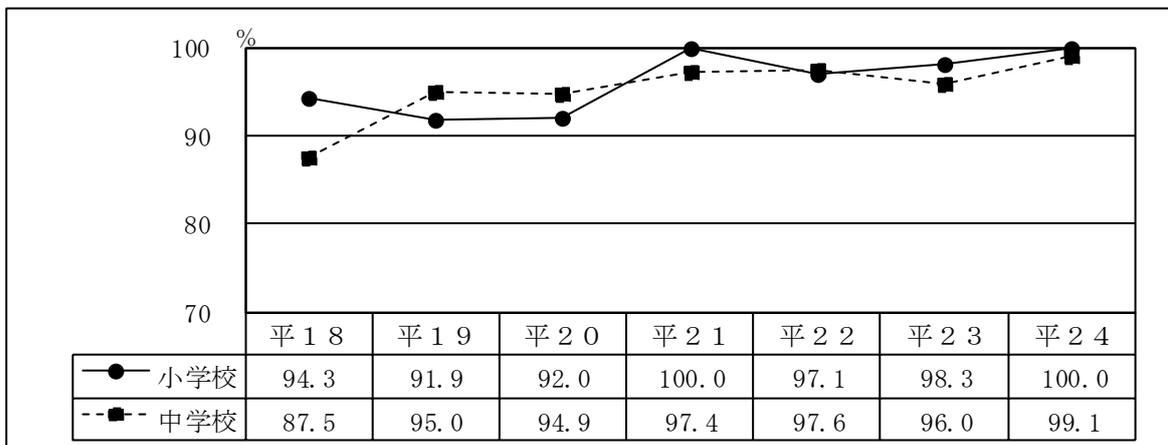
「冷やかしやからかい」など言葉によるいじめの割合が高い。全国と同様の傾向である。

(3) 学年別いじめの件数



これまで、中学1年において急増し、その後減少していくという傾向を示してきたが、平成24年度は、中学1年の件数は減少したものの、中学2年は増加した。

(4) いじめの解消率



平成21年度以降、小・中学校とも、95パーセント以上の高い数値で推移している。

2 本市のいじめ防止に向けた取組について

(1) 宇都宮市いじめ防止基本方針【別紙参照】

(2) いじめゼロ運動の推進

ア 目的

いじめ問題には、社会全体で取り組むことが重要であることから、平成25年度に策定した「宇都宮市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が一体となって『いじめゼロ運動』を推進し、いじめの解消率100%を目指す。

イ 概要

(ア) いじめゼロ強調月間（5月と、9月又は10月）の取組

- ・ いじめゼロイエローリボンの配付（5月）、着用
- ・ アンケートや教育相談の実施
- ・ 児童会・生徒会を中心としたいじめ根絶運動の実施
⇒ 標語の募集・掲示やあいさつ運動等
- ・ いじめ根絶のための道徳教育の推進
- ・ 児童会・生徒会を中心としたいじめ根絶集会の実施（9月又は10月）
- ・ 「学校だより」などによる地域への情報発信

(イ) 年間を通して行う学校の取組

- ・ 対策委員会や児童生徒指導部会の実施
- ・ アンケートや教育相談の実施
- ・ 道徳や特別活動の充実
- ・ P T Aや魅力ある学校づくり地域協議会との連携強化

(3) 今年度の重点取組

ア 「宮っ子心の教育」の推進

- ⇒ 「宮っ子心の教育指導事例集」の配付、活用
- ⇒ 「宮っ子心の教育表彰」の充実（「教育長奨励賞」を新設）

イ 相談体制の充実と相談窓口の周知

- ⇒ スタANDARDダイアリーの有効活用
- ⇒ 「学校いじめ防止基本方針」に相談窓口を明記し、ホームページへ掲載

ウ 「宮っ子 すくすく ノーケータイプラン」の推進

- ⇒ 全家庭が共通して取り組む携帯電話等の使用ルールについて、市P T A連合会等と連携し検討

エ 組織的対応の強化

- ⇒ 「宇都宮市学校教育問題対策専門委員会」の設置、「学校教育問題解決委員会」の設置、「いじめ等問題行動対策連絡会」の拡充
- ⇒ 各学校における「いじめ対策委員会」の設置

オ 家庭・地域との連携強化

- ⇒ 「市いじめ防止基本方針」について周知を図るためのリーフレットの作成、配布
- ⇒ 「学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページへの掲載や、魅力ある学校づくり地域協議会における説明

宇都宮市いじめ防止基本方針【概要版】

第1章 いじめの防止等のための基本理念等

- 1 いじめの定義**
 - 心理的、物理的な影響を与える行為で、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- 2 いじめの理解**
 - いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
 - 「暴力を伴わないいじめ」であっても、生命、身体に重大な危険を生じさせることがある。
- 3 現状と課題**
 - 本市では「いじめゼロ運動」を推進し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に取組み、一定の成果を上げているが、いじめの根絶には至っていない。
 - これまでの未然防止の様々な取組を強化するとともに、児童生徒の思いやりの心などを育む「心の教育」の充実を図る必要がある。
 - いじめアンケート等による早期発見・早期対応の取組を強化するため、教職員一人一人の指導力を高めるとともに、学校と家庭、地域が連携し、見守り体制を強化する。また、児童生徒が安心して相談できる体制の充実に努める。
 - 児童生徒がいじめ根絶にむけて自主的に行動できる環境を整備する必要がある。

- 4 宇都宮市の基本理念**
 - 児童生徒一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、心豊かでたくましい宮っ子の育成を目指す。
 - 全ての児童生徒が学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
 - 全ての児童生徒が、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解できるようにします。
 - 児童生徒が策定した「うつつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童生徒の自主的な活動を支援します。
 - 市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、組織的な克服を目指します。

第2章 いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、発生させないことが重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対処して解決を図る必要がある。
市及び教育委員会(以下、「市」という。)は一体となって、学校、家庭、地域、関係機関等と連携を図り、いじめの防止等の対策に取り組む。

- 1 いじめの防止**
 - 市は、いじめゼロ運動推進事業を展開する。
 - 学校は、児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、いじめの起こりにくい学校づくりに取り組む。
 - 学校は、児童生徒がいじめの解決に向け、自主的に行動できるよう指導する。
- 2 いじめの早期発見**
 - 市と学校は、いじめの早期発見の体制を整備する。
 - 学校は、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、指導力を高めるための研修等を実施する。
- 3 いじめの対処**
 - 学校は、いじめを把握した場合、組織的に事実確認を行い、いじめを受けた児童生徒を守り通す。
 - 市は、学校に対して必要な支援等を行う。
- 4 家庭や地域との連携**
 - 学校は、家庭、地域と密接に連携し、児童生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
 - 市と学校は、家庭に対し、児童生徒への指導に努めること等の啓発を行う。
 - 市と学校は、地域に対し、児童生徒を見守る取組を推進すること等の啓発を行う。
- 5 関係機関等との連携と組織の新設・拡充**
 - 市と学校は、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策

- 1 組織の設置**
 - いじめの防止等の対策を実効的に行うため、以下の組織を設置する。
 - (1) いじめ等問題行動対策連絡会【拡充】**
(法第14条第1項関係組織)
役割： 構成員に小学校を加え、本市小・中学生のいじめ等の状況や本市のいじめの防止等の対策について意見交換を行い、教育委員会、学校と関係機関等との連携体制を構築する。
構成： 学校教育課、中学校、関係機関等
 - (2) 学校教育問題解決委員会【拡充】**
(本市独自のいじめの防止等のための組織)
役割： いじめや体罰などの現状に基づく本市の対策等を協議する。困難な事案等について対応する。
構成： 学校教育課、教育委員会関係課等
 - (3) 学校教育問題対策専門委員会【新設】**
(法第14条第3項及び第28条第1項関係組織)
役割： 教育委員会からの要請を受け、いじめ対策などについての専門的見地からの協議及び重大事態に係る調査を行う。
構成： 弁護士、精神科医、大学教授、臨床心理士
 - (4) いじめ問題調査委員会【新設】**
(法第30条第2項関係組織)
役割： 市長が教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受け、さらに詳細な調査の必要を認めるとき、再調査を行う。
構成： 弁護士、精神科医、大学教授、臨床心理士、その他事案の特性に応じた外部の第三者等(③の委員とは重複しない)

- 2 宇都宮市の取組**
 - いじめの防止等の取組は、教育委員会が主体となって推進する。
 - (1) いじめの防止**
 - ア 小中一貫教育・地域学校園における取組の推進
 - イ 「いじめゼロ運動推進事業」の取組強化
 - ウ 「心の教育プロジェクト」の推進
 - エ 児童生徒の自主的な活動の推進
 - オ 児童生徒、家庭、学校への啓発
 - カ 学校における取組の定期的な点検と支援
 - (2) いじめの早期発見**
 - ア 児童生徒、保護者への相談体制の整備
 - イ スタンダードダイアリーの活用促進
 - ウ ネットパトロールの実施と学校や家庭への啓発
 - エ 教職員対象の研修会等の実施
 - オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した研修の推進
 - (3) いじめの対処**
 - ア 学校への指導・助言、
 - イ 学校教育課による学校支援
 - ウ 学校教育問題解決委員会による支援
 - エ 警察との連携についての指導・助言等
 - オ 児童生徒の保護者に対する出席停止等の措置
 - カ スクールカウンセラー、学校対愛アドバイザーの配置等
 - キ 学校間の連絡・調整
 - (4) 家庭、地域及び関係機関等との連携**
 - ア 市PTA連合会等との連携による、いじめの防止等における家庭の役割の大切さについての啓発
 - イ 青少年育成関係団体等との連携による、児童生徒の健全育成の取組の推進や地域の見守り体制の整備等についての啓発
 - ウ 関係機関等との連携・協力体制の構築

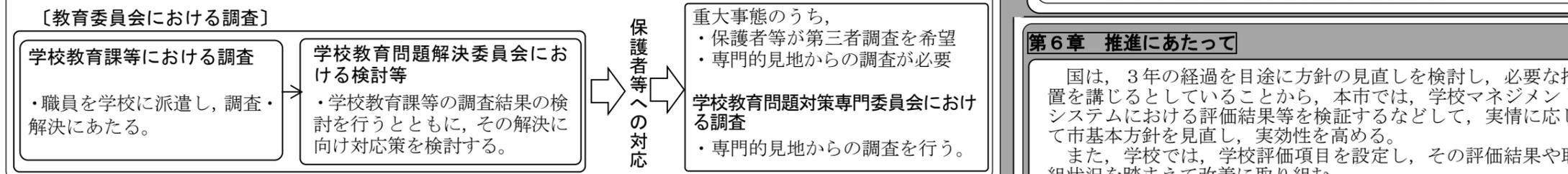
第4章 学校が実施する施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定**
 - 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページ等での公開や、魅力ある学校づくり地域協議会での説明を行う。
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ等対策委員会】**
 - 役割： いじめの防止等について、組織的に対応する。
 - 構成： 管理職、児童指導主任、生徒指導主事、スクールカウンセラーの他、学校の実情に応じて学校長が決定。
- 3 学校の取組**
 - 学校は、市、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの防止等にあたる。
 - (1) いじめの防止**
 - ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施
 - イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施
 - ウ 「宮っ子心の教育」の取組の実施
 - エ 児童生徒の自主的な活動を促進するための指導
 - オ 情報モラル年間指導計画に基づく授業の実施
 - カ いじめの防止等の取組状況の点検等
 - (2) いじめの早期発見**
 - ア 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知
 - イ スタンダードダイアリーの有効活用
 - ウ 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - エ 家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - オ 教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめへの指導力を高めるための校内研修の実施
 - (3) いじめの対処**
 - ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認
 - イ いじめを受けた児童生徒・保護者に対する親身な支援等
 - ウ いじめの解決に向けた、保護者や市、関係機関等との連携
 - (4) 家庭、地域及び関係機関等との連携**
 - ア PTAとの連携による、いじめの防止等における家庭の役割の大切さについての啓発
 - イ 青少年育成関係団体や魅力ある学校づくり地域協議会等との連携による、地域総ぐるみによる見守り体制の整備
 - ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合の警察への相談・通報

第5章 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生**
 - (1) 重大事態の定義**
 - ア いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより、児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※ その他、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
 - (2) 重大事態の報告**
 - 学校は、(1)のイに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。
 - 教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。

- 2 教育委員会による調査**
 - (1) 趣旨
 - 教育委員会は、重大事態に対処し事実関係を明確にするための調査を行う。
 - (2) 調査
 - 教育委員会は、重大事態が発生した場合、以下のとおり調査を行う。



- 3 調査結果の提供及び報告**
 - (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
 - 教育委員会は、事実関係について説明を行う。
 - (2) 調査結果の報告
 - 教育委員会は重大事態の調査結果を市長に報告する。

- 4 市長による再調査及び措置**
 - (1) 再調査
 - 調査結果の報告を受けた市長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止のためにさらに詳細な調査の必要があると認めるとき、再調査を行う。
 - (2) 再調査組織
 - 「いじめ問題調査委員会」
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等
 - 市長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において、必要な措置を講ずる。
 - 市長は、再調査の結果を市議会に報告する。

第6章 推進にあたって

国は、3年の経過を目途に方針の見直しを検討し、必要な措置を講じるとしていることから、本市では、学校マネジメントシステムにおける評価結果等を検証するなどして、実情に応じて市基本方針を見直し、実効性を高める。
また、学校では、学校評価項目を設定し、その評価結果や取組状況を踏まえて改善に取り組む。



宇都宮市いじめ防止基本方針

平成26年3月

宇都宮市・宇都宮市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための基本理念等	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	2
3 現状と課題	2
4 宇都宮市の基本理念	3
第2章 宇都宮市のいじめの防止等の基本的な考え方	3
1 いじめの防止	3
2 いじめの早期発見	4
3 いじめの対処	4
4 家庭や地域との連携	4
5 関係機関との連携といじめに係る組織の新設・拡充	4
第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策	4
1 組織の設置	4
(1) いじめ等問題行動対策連絡会	4
(2) 学校教育問題解決委員会	5
(3) (仮称) 学校教育問題対策専門委員会	5
(4) (仮称) いじめ問題調査委員会	5
2 宇都宮市の取組	5
(1) いじめの防止	5
(2) いじめの早期発見	6
(3) いじめの対処	6
(4) 家庭、地域及び関係機関との連携	7
3 その他	7
第4章 学校が実施する施策	7
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	7
3 学校の取組	8
(1) いじめの防止	8
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめの対処	9
(4) 家庭、地域及び関係機関・団体等との連携	9

第5章 重大事態への対処	10
1 重大事態の発生	10
(1) 重大事態の定義	10
(2) 重大事態の報告	10
2 教育委員会による調査	10
(1) 趣旨	10
(2) 調査	10
3 調査結果の提供及び報告	11
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供	11
(2) 調査結果の報告	11
4 市長による再調査及び措置	11
(1) 再調査	11
(2) 再調査組織	11
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	11
第6章 推進にあたって	12

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、いじめの根絶は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

本市では、いじめ根絶を目指し、「いじめは決して許されない行為である」、「どの児童生徒、どの学校にも起こりうる」との認識の下、平成20年度から、教育委員会と学校、家庭、地域が一体となって「いじめゼロ運動」を推進し、児童生徒の行動目標である「いじめゼロ宣言」の作成やいじめゼロ強調月間の設定、心を育てる教育の推進、学校における定期的なアンケート調査や教育相談の実施など、いじめの未然防止の取組の充実と、早期発見・早期対応の徹底を図ってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という）が施行され、法第12条において、地方公共団体に対して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定を求めていることから、本市のこれまでの取組を踏まえ、「宇都宮市いじめ防止基本方針（以下、「市基本方針」という）」を策定し、取組の一層の充実を図っていく。

※① 下線は、国の基本方針にはないが、本市が独自に追加したもの

※② は、本市の特色ある取組

第1章 いじめの防止等のための基本理念等

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの理解

- ・ いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。
- ・ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在が、いじめを促進させてしまったりするなど、いじめには集団の問題という側面があることを十分理解した上で、望ましい集団作りに取り組み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することが大切である。
- ・ いじめは、目に付きにくい時間、場所、形で行われることが多いため、日頃より、多くの大人の目で児童生徒を見守る必要がある。
- ・ いじめが起きる背景は、児童生徒や家庭、学校の問題等さまざまであり、きめ細かな児童生徒理解に基づき、指導・対応していく必要がある。

3 現状と課題

- ・ 本市では、平成20年度から、学校、家庭、地域が一体となっていじめゼロ運動を推進し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応の徹底を図っているところであり、いじめの件数が減少し、解消率が上昇するなど成果が上がっているが、依然としていじめの根絶には至っていない。
- ・ いじめゼロリボンの着用やポスターの作成など、これまでの未然防止の様々な取組を強化するとともに、いじめの原因として、児童生徒が「どういう行為がいじめになるのか理解していない」、「自分の行為を相手がどう受け止めているか認識できない」、「心の通う対人関係を構築する力が十分育っていない」等が挙げられることから、児童生徒にいじめを正しく理解させるとともに、思いやりの心や互いを尊重しあう態度を育成するなど「心の教育」の充実を図る必要がある。
- ・ いじめアンケートや教育相談等による早期発見・早期対応の取組を強化するため、教職員一人一人がいじめのサインを見逃さないよう研修等により指導力を高めるとともに、児童生徒は、教職員や保護者など身近な大人に相談することが多いという現状を踏まえ、学校と家庭、地域

が連携し、児童生徒の見守り体制を強化する。また、児童生徒が安心して相談できる体制の充実に努める必要がある。

- ・ いじめの根絶には、大人による取組に加え、児童生徒による取組が重要である。これまでも、児童生徒が策定した、いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づき、児童会生徒会を中心としたいじめ根絶集会等を実施してきたが、今後も、児童生徒が自主的に活動できる環境を整備する必要がある。

4 宇都宮市の基本理念

本市では、児童生徒一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、心豊かでたくましい宮っ子の育成を目指す。いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることから、次のとおり基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意を持って取り組む。

- 全ての児童生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが決して許されない行為であること等について、児童生徒が十分に理解できるようにします。
- 児童生徒が策定した、いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づき、児童生徒の自主的な活動を支援します。
- 市、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

第2章 宇都宮市のいじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対処して解決を図る必要がある。

市及び教育委員会（以下、「市」という。）は一体となって、学校※、家庭、地域、関係機関・団体と連携を図り、いじめの防止等の対策に取り組む。

※ 市基本方針において「学校」とは、市立小・中学校をいう。

1 いじめの防止

- ・ 市は、市民総ぐるみによる取組を推進するため、いじめゼロ運動推進事業を展開し、いじめの根絶に向けた啓発を行うとともに、いじめの防止等の取組の充実強化を図る。
- ・ 学校は、教育活動全体を通して、児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめの起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 学校は、児童生徒がいじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

2 いじめの早期発見

- ・ 市と学校は、早期発見が、迅速な対処の前提であることを踏まえ、いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 学校は、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、指導力を高めるための研修等を実施する。

3 いじめの対処

- ・ 学校は、いじめを把握した場合には、組織的に、事実確認を正確かつ迅速に行い、いじめを受けた児童生徒を守り通す。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童生徒への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、及びその保護者への指導・助言等を継続的に行う。
- ・ 学校は、必要に応じて市や警察、児童相談所などの関係機関・団体との連携を図る。
- ・ 市は、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、いじめの解決を図るため、学校教育課職員を派遣するなど学校への支援を行う。

4 家庭や地域との連携

- ・ 学校は、家庭、地域と密接に連携し、児童生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 市と学校は、家庭に対して、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導その他の必要な指導に努めること、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 市と学校は、地域に対して、いじめは校外においても起こり得るため、学校と家庭、地域が一体となって児童生徒を見守る取組を推進する必要があること、及びいじめの疑いがある場合には、学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

5 関係機関等との連携といじめに係る組織の新設・拡充

- ・ 市と学校は、いじめる児童生徒に対して、学校や家庭において必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的な対応の強化を図る。

第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策

1 組織の設置

いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、以下の組織を設置する。

(1) いじめ等問題行動対策連絡会（法第14条第1項関係組織）

教育委員会、学校と関係機関・団体等との連携体制を構築するため、本市小・中学生のいじめ等の状況や本市のいじめの防止等の対策について意見交換を行うとともに、効果的な連携の在り方について協議を行う。

構成員：宇都宮家庭裁判所，宇都宮少年鑑別所，宇都宮保護観察所，
宇都宮中央警察署，宇都宮東警察署，宇都宮南警察署，
栃木県中央児童相談所，宇都宮保護区保護司会，
宇都宮市民生委員児童委員協議会，宇都宮市PTA連合会，
栃木県教育委員会事務局河内教育事務所，宇都宮市小学校長会，
宇都宮市中学校長会，宇河地区中学校教育研究会生徒指導部会，
宇都宮市立中学校，学校教育課，市長部局関係課

(2) 学校教育問題解決委員会

いじめや体罰，理不尽な要求などの現状に基づく本市の対策や今後の方向性等について協議を行う。

また，対応が困難な事案や緊急な対応を要する事案が発生した場合には，調査を行うとともに，必要に応じて，学校支援アドバイザーから助言を得るなどして，解決に向け対応にあたる。

構成員：学校教育課，教育委員会関係課

※ 必要に応じて市長部局関係課や関係学校長，関係機関・団体（警察や児童相談所等）に参加を要請する。

(3) 学校教育問題対策専門委員会（法第14条第3項及び法第28条第1項関係組織）

教育委員会からの要請を受け，本市のいじめの防止等の対策や今後の方向性等について専門的見地から協議を行うとともに，必要に応じて重大事態に係る調査を行う。

構成員：職能団体や大学，学会等からの推薦を受けた弁護士，精神科医，大学教授，臨床心理士

(4) いじめ問題調査委員会（法第30条第2項関係組織）

市長が，教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受け，教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や，当該重大事態への対処又は同種の事態の発生を防止のためにさらに詳細な調査の必要があると認めるとき，教育委員会の調査結果について再調査を行う。

構成員：職能団体や大学，学会等からの推薦を受けた弁護士，精神科医，大学教授，臨床心理士。その他事案の特性に応じた外部の第三者等（(3)の委員とは重複しない）

2 宇都宮市の取組

いじめの防止等の取組は，教育委員会が主体となって推進する。

(1) いじめの防止

ア いじめ根絶には，継続的，系統的な指導が大切であることから，小中一貫教育・地域学校園において，小・中学校が連携したいじめの防止等の取組を推進する。

イ 市民総ぐるみでいじめの防止等に取り組むため，「いじめゼロ運動推進事業」を展開し，いじめゼロ強調月間を設けるなどして啓発を行うとともに，学校や家庭，地域との連携の下に，いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底

を図る。

ウ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、望ましい人間関係を築く力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「心の教育プロジェクト」を推進する。【新規】

エ 学校に対して、児童生徒が主体となったいじめ根絶活動の事例等を紹介するなどして、児童生徒の自主的な活動を推進する。

オ 児童生徒や家庭、学校が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

カ 学校におけるいじめの防止等のための取組状況について定期的に点検し、必要に応じて、学校への支援を行う。【拡充】

(2) いじめの早期発見

ア スクールカウンセラーの学校への配置など、児童生徒及び保護者への相談体制の整備を図る。

イ スタンダードダイアリーの有効な使い方について、児童生徒及び教職員等へ周知する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめを早期に発見するため、ネットパトロールを実施するとともに、学校や家庭に対して、携帯電話等の正しい使い方などについての啓発を行う。また、ネットパトロール等において問題となる情報を発見した場合には、学校と連携して迅速かつ適切に対応する。

エ 教職員の資質向上を図るため、児童・生徒指導担当者をはじめとする教職員を対象とした研修会や会議を計画的に実施する。

オ 教職員がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した研修等を推進する。

(3) いじめの対処

ア 学校がいじめの事実確認を適切に行うことができるよう、事実確認を行う際の留意点や校内組織の有効活用について、学校への指導・助言を行う。

イ 学校だけでは対応が困難な事案等が発生した場合には、学校教育課職員を派遣するなど学校と連携して調査や対応にあたる。

ウ 学校教育課等では対応が困難な事案が発生した場合は、学校教育問題解決委員会を活用した学校支援を行う。【拡充】

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは警察と連携して対処することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要があることを学校に指導・助言するとともに、自らも警察と適切に連携し対応にあたる。

オ いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童生徒の出席停止を命じる等の措置を講ずる。

カ いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心のケアを図るなど教育相談体制の充実を図るため、学校にスクールカウンセラー等を配置するとともに、いじめの解決

に必要な専門的見地からの助言を得るため、教育委員会に学校支援アドバイザーを設置する。

キ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合にも、いじめの解決に向けて関係学校が適切に対応することができるよう、教育委員会が学校相互間の連絡・調整を図る。

(4) 家庭、地域及び関係機関・団体との連携

ア 市PTA連合会等との連携を図り、親学出前講座やリーフレット等を活用するなどして、いじめの防止等における家庭の役割や児童生徒の状況に合わせた保護者等の指導の大切さ、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めること等について、家庭への啓発を行う。

また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知を図る。

イ 青少年育成関係団体等との連携を図り、児童生徒の健全育成の取組を推進するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会を活用するなどして、地域が一体となって、児童生徒を見守り体制を整備することの大切さ、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合における学校や関係機関等との適切な連携について地域への啓発を行う。【拡充】

ウ いじめの防止等の対策が、関係機関・団体等との連携の下に適切に行われるよう、日頃より情報交換を行うなどして、連携・協力体制の構築に努める。

3 その他

- ・ いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。
- ・ いじめの防止等に向け、教職員が児童生徒と向き合う時間の充実を図ることができるよう、教職員の多忙な状況の解消に取り組むなど、学校運営改善の支援に努める。
- ・ 学校におけるいじめの防止等の取組について、本市の学校教育マネジメントシステムの共通評価項目として設定する。

第4章 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国基本方針、市基本方針を参酌し、自校における「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

学校基本方針には、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。

また、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会において説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ等対策委員会】

学校は、いじめの問題に組織的に対応するため、いじめ等対策委員会を設置する。構成員は、管理職や児童指導主任、生徒指導主事、スクールカウンセラーの他、学校の実

情に応じて学校長が決定する。

また、学校がいじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要な構成員を加えることができる。

3 学校の取組

学校は、市、家庭、地域、関係機関・団体等と連携して、いじめの防止等にあたる。

(1) いじめの防止

「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」との認識の下に、いじめの未然防止に向けて、児童生徒が、思いやりの心や心の通じ合うコミュニケーション能力を育むことができるよう、心を育てる教育を推進するとともに、児童生徒の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」を活用し、児童生徒のいじめ根絶への意識の向上を図るなどして、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携したあいさつ運動や、児童生徒への理解を深めるための情報交換会等の取組などを実施する。

イ いじめの防止等の重要性について児童生徒、保護者等への啓発を図るため、いじめゼロ強調月間において、いじめゼロポスターの掲示やいじめゼロリボンの着用、いじめに関する内容を含んだ道徳や学級活動の授業を実施する。

ウ 道徳の時間と様々な体験活動を関連付けた「宮っ子心の教育」の取組を実施する。【拡充】

エ 児童会・生徒会を中心としたいじめ根絶集会の実施など、児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うことができるよう指導する。

オ 情報モラル年間指導計画に基づき、児童生徒が情報社会における正しい判断力や望ましい態度を身に付けるための授業等を計画的に実施する。

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況を点検し、必要に応じて改善を図るとともに、点検の結果を教育委員会に報告する。【拡充】

(2) いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は、児童生徒のわずかな変化を見逃すことのないよう児童生徒理解を深め、日頃より児童生徒との信頼関係の構築に努める。

また、家庭、地域との連携を図り、児童生徒の見守り体制を強化する。

ア 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口やスクールカウンセラーが行う相談活動について周知を図る。

イ スタンダードダイアリーを有効に活用し、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図る。

ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等を実施する。

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図るなどして、ネットいじめの早期発見に努める。

オ 教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用し

た校内研修を実施する。

(3) いじめの対処

いじめを発見又は連絡等を受けた場合には、いじめ等対策委員会を中心として対応し、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、背景等を十分理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、全教職員の共通理解と保護者との連携の下に行うとともに、必要に応じて、市や関係機関・団体等との連携を図る。

ア いじめ等対策委員会を中心として、事実確認や対応方針の決定を行う。なお、事実確認を行うにあたっては、被害・加害児童生徒、関係児童生徒、保護者等から話を聴くなどして、正確な事実の把握に努める。

イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童生徒の安全確保を図るとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者の苦しみや辛さを親身になって受け止め、解決に向けた対応や心のケアなどの支援を行う。いじめを行った児童生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。また、いじめが解決したと思われた場合も、加害・被害児童生徒及びその保護者への継続的な指導・支援等を行う。

ウ いじめの背景は児童生徒や家庭の問題、学校の問題等さまざまであることから、いじめの解決に向けて、その保護者や、必要に応じて市、関係機関・団体等との連携を図る。

(4) 家庭、地域及び関係機関・団体等との連携

ア P T Aとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用するなどして、いじめの防止等における家庭の役割や児童生徒の状況に応じた保護者等の指導の大切さ、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めること等について、家庭への啓発を行う。

また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知を図る。

イ 青少年育成関係団体や魅力ある学校づくり地域協議会など地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施するなど、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努める。【拡充】

また、いじめの疑いがある場合には、速やかに学校や関係機関等への情報提供に努めるよう周知を図る。

ウ いじめが、犯罪行為として取り扱われるべき場合や、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、適切に援助を求める。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の発生

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

イ いじめにより、児童生徒が「相当の期間 ※1」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※1 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

その他、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、申立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は、(1)のア、イに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。

2 教育委員会による調査

(1) 趣旨

教育委員会は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にする※3ための調査を行う。

※3 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にすることである。

(2) 調査

教育委員会は、重大事態が発生した場合、以下のとおり調査を行う。

[教育委員会における調査]

ア 学校教育課等における調査

学校教育課等は、職員を学校に派遣するなどして、必要な調査を行うとともに、その解決に向け対応にあたる。

イ 学校教育問題解決委員会における調査内容の検討等

学校教育課等による調査結果について、教育委員会関係課による総合的な協議を行い、調査内容の検討を行うとともに、必要に応じて学校支援アドバイザーから助言を得るなどして、その解決に向け対応策を検討する。

ウ 学校教育問題対策専門委員会における調査

重大事態のうち、以下の場合、第三者による専門的見地からの調査を行う。

- ・ 保護者等が、学校教育課などから調査結果について報告を受けた後、改めて第三者による調査を望む場合
- ・ 事実関係をより明確にするため、専門的見地からの調査が必要と教育委員会が認めるとき

※ 教育委員会は、調査によって明らかになった事実などについて、保護者等に説明し、今後の対応や支援について話し合う。

※ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について話し合い、調査に着手する。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適時、適切な方法で説明を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(2) 調査結果の報告

教育委員会は、重大事態に係る調査結果について市長に報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

4 市長による再調査及び措置

(1) 再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために、さらに詳細な調査の必要があると認めるときは、教育委員会における調査の結果について、再調査を行う。

再調査を行った場合、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査組織

再調査は、市長部局における「いじめ問題調査委員会」が行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

第6章 推進にあたって

国は、3年の経過を目途に、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるとしていることから、本市では、学校におけるいじめの防止等の取組状況について、学校マネジメントシステムにおける評価結果等を検証するなど、実情に応じて基本方針を見直すなどして、実効性を高める。

また、学校では、学校評価においていじめの防止等に係る取組についての項目を設定し、その達成状況の評価結果や日頃の取組状況を踏まえて改善に取り組む。

本市における体罰の根絶に向けた取組について

1 本市における過去10年間の体罰の概要について【別紙1参照】

2 具体的な取組

(1) 学校への指導の徹底

- ・校長会における周知（年4回）
- ・校長宛通知（年3回）

(2) 「体罰の根絶及び児童生徒と教職員とのよりよい関係づくりに向けた調査」の実施（2年目）

(3) 体罰防止研修資料「体罰のない明るく風通しのより学校を目指して」の作成配付（H25.12）

第1章	体罰等の定義（体罰と懲戒, 正当防衛及び正当行為 等）
第2章	本市における体罰の現状と背景（体罰の概要, 体罰を起こす背景や要因 等）
第3章	体罰の影響（体罰が及ぼす影響, 問われる教職員の責任 等）
第4章	校内組織体制の確立と発生時の対応
第5章	力に頼らない指導の在り方（部活動における体罰の防止 等）
第6章	感情の高まりをコントロールする（怒りの感情を鎮めるために 等）
第7章	事例研究（演習問題, 体罰に関する判例 等）
第8章	体罰の根絶及び児童生徒と教職員とのよりよい関係づくりに向けた調査
第9章	活用資料
	※ 参考資料等

(4) 研修の実施

ア 各学校における研修

- ・体罰防止研修資料等を活用した研修の実施

イ 教育センターにおける研修

- ・基本研修（初任者, 教職5年目・10年目・20年目の教職員対象）及び指名研修（教職15年目の教職員対象）における「体罰の根絶」に特化した研修の実施
- ・県費臨時的任用教職員, 市費非常勤嘱託員対象の体罰を含む服務規律にかかる研修の実施
- ・外部講師を活用した研修の実施

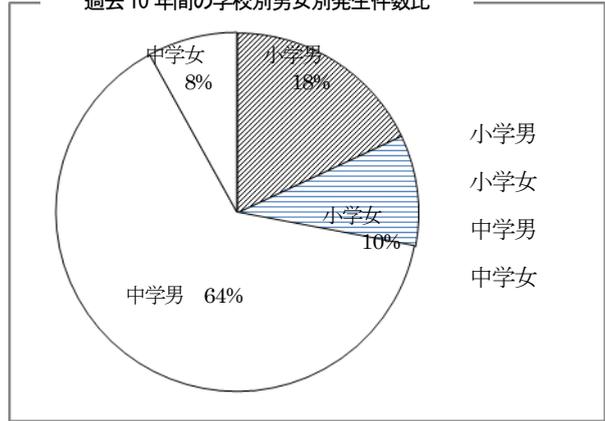
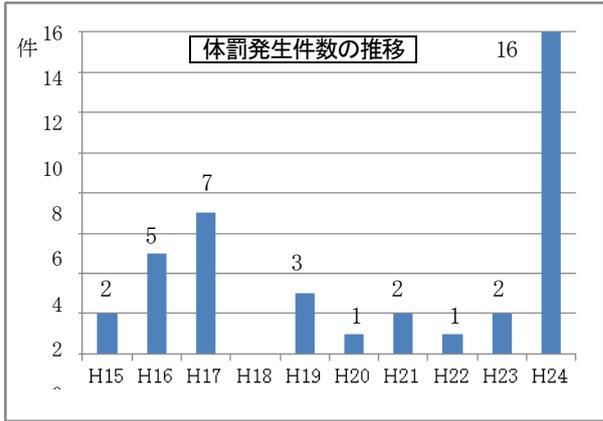
(5) 体罰根絶のための保護者向けリーフレットの配布【別紙2参照】

本市における過去10年間における体罰の概要について

平成15年度から平成24年度までの過去10年間の傾向は、以下のとおりである。

(1) 校種別／加害教職員男女別

※件数：事故発生日で計上



		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計	構成比	
小学校	男		2	1		1					3	7	18%	
	女		1								3	4	10%	
中学校	男	2	1	6		1	1	1	1	2	10	25	64%	
	女		1			1		1			3	3	8%	
合計			2	5	7		3	1	2	1	2	16	39	

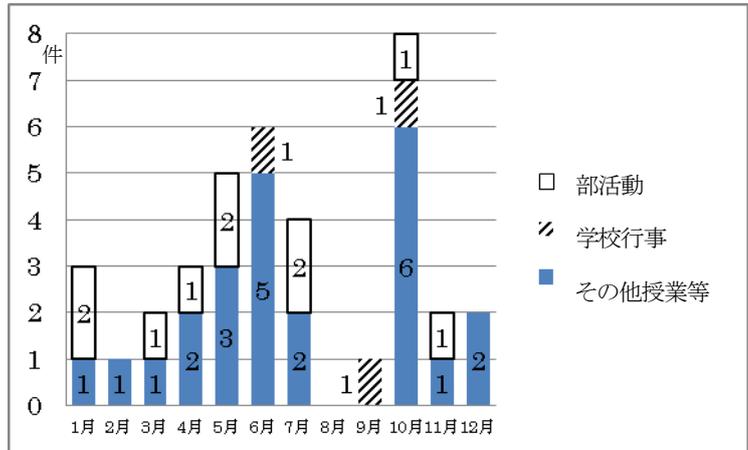
(2) 発生月別から

発生月別にみると、10月が最も多く8件、次に6月、5月が多くなっている。

発生月には偏りがあるが、学校行事との直接の因果関係は見られず、児童生徒指導上問題が多く起きてくる時期と一致している。

部活動においては、春季大会・総合体育大会と関係しているケースが複数ある。

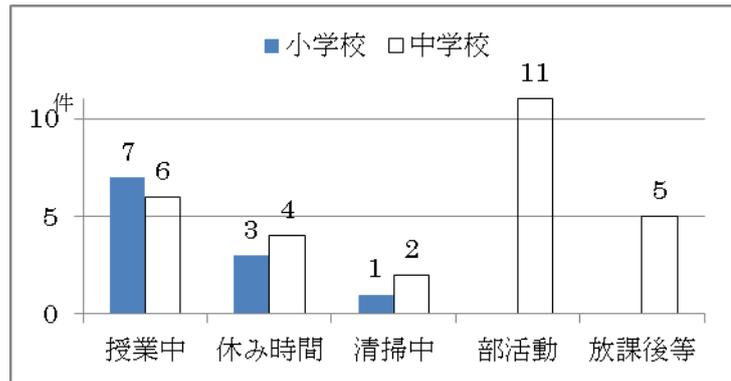
※発生日で計上（恒常的な2件は除外）



(3) 体罰の現状から

ア 場面

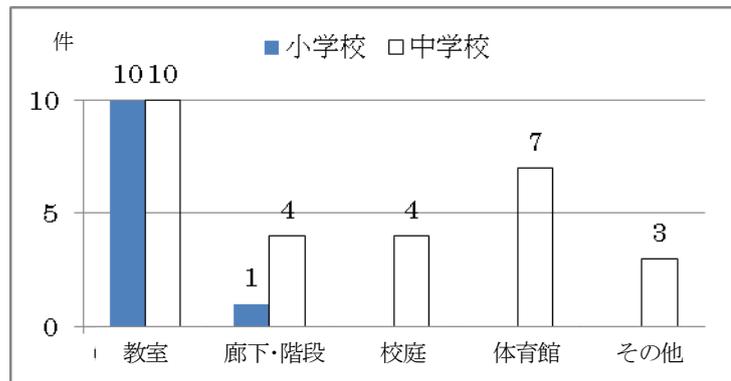
小学校では、授業中が約64パーセントで最も多く、中学校では部活動が約40パーセントと多くなっている。



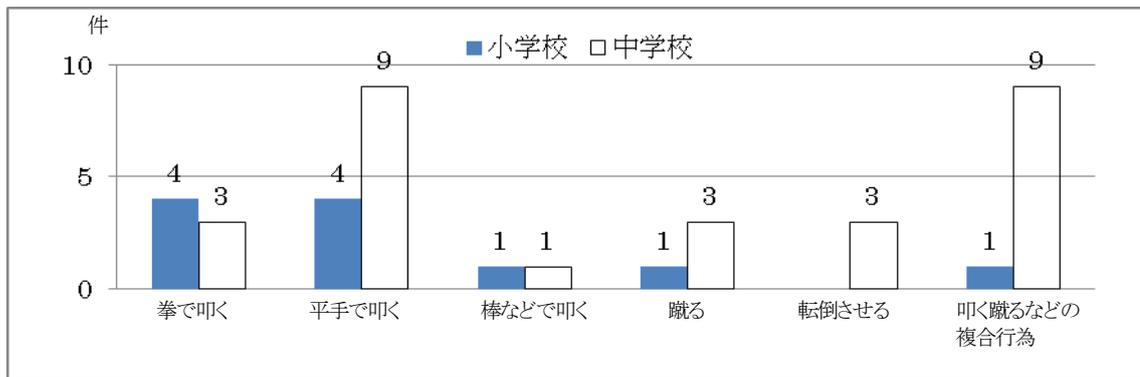
イ 場所

場所は、小中学校ともに教室が多くなっている。

小学校は、圧倒的に授業中など全児童の前で、中学校は授業中よりも、放課後などに個別に生徒指導をする場面が多くなっている。中学校で体育館が多いのは、部活動の場面である。



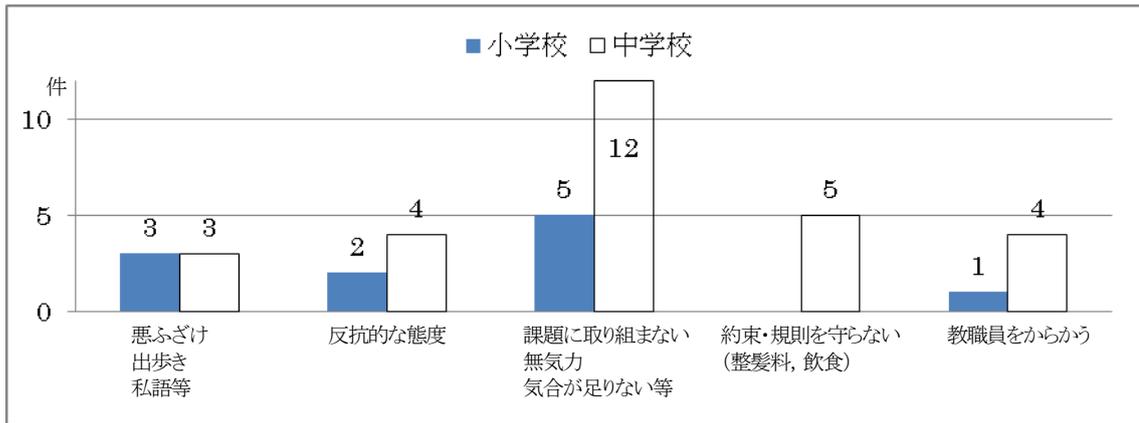
ウ 体罰の態様



体罰の態様としては、拳あるいは平手で頭を叩くケースが多くみられる。

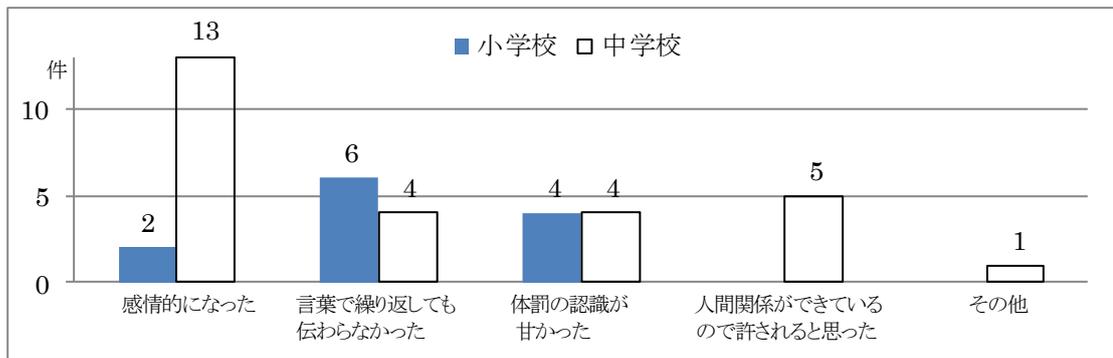
小・中学校で比較すると、小学校は単発行為が多いが、中学校では叩いたり蹴ったりするなどの複合行為が3分の1を占めている。

エ 原因（きっかけ）



原因として最も多いのは、小・中学校ともに、「課題に取り組まない、無気力、気合が足りない等」であり、課題などに取り組ませようとする中で体罰に至っている。

オ 教職員の体罰に至った理由



体罰に対する教職員の約40パーセントが感情的になった結果、体罰に至っている。また、「体罰だとは思っていなかった」「人間関係ができているので許されると思った」など、半数弱の教職員が体罰について誤った認識を持っていたことが分かる。

保護者向けリーフレット

体罰のない明るく風通しのよい学校を目指して

児童生徒が明るくいいきと学校生活を送るためには、教職員が児童生徒や保護者の皆様との信頼関係を築くとともに、学校は一丸となって教職員としての使命感や責任感、教育的愛情等をもって、指導していくことが大切です。

本市におきましては、体罰は児童生徒の身体や心を傷つける人権侵害行為であるとの考えの下に、昨年12月に教職員向け体罰防止研修資料「体罰のない明るく風通しのよい学校を目指して」を策定しました。今後とも、学校と教育委員会が一体となって体罰根絶の取組を進めるとともに、教職員が自信をもって適切な指導を行えるよう資質の向上に努めていきます。

保護者の皆様には、この度策定した研修資料に基づいて、適切な指導の在り方や体罰や懲戒等の違いをお知らせしますので、本市の取組へのご理解とご協力をお願いします。

《力に頼らない指導を行います。》

(1) 人権に配慮した指導を行います。

- あいさつをはじめ教職員自ら積極的にコミュニケーションを図ります。
- 児童生徒のつまづきや失敗を共感的、受容的にとらえます。
- 問題行動等の指導の際は、教職員の判断で決めつけず、まず理由を聞き、教職員自身も感情のコントロールに努めながら指導にあたります。
- 児童生徒のプライバシーに関わる情報の取扱いについては十分注意します。



(2) 児童生徒理解に基づいた指導を行います。

- 児童生徒理解の深化に努め、教職員と児童生徒のよりよい関係をつくります。
- 児童生徒一人一人のよさの伸長を図りながら、社会的な資質や能力・態度の育成を目指します。
- 児童生徒の学習のつまづきや失敗に対しては、ていねいに指導すれば児童生徒は伸びるという信念を持ち、粘り強く指導します。
- 児童生徒の言動の背景や要因の理解に努めながら、一人一人に応じた支援をします。
- 校内で情報を共有し、教育相談の機能も生かしながら教職員が連携を図って対応します。



(3) 教育上必要な場合には、厳しさをもって毅然とした指導を行います。

- 学校の秩序や他の児童生徒の学習を妨げるような問題行動に対しては、毅然とした姿勢で良いこと、悪いことを指導します。
- 問題行動に対しては、教職員が一丸となって組織的な対応をするとともに、関係機関等とも適切な連携を図ります。

《部活動では》

- 部活動本来の趣旨について理解を深め、勝つことだけにこだわらない指導を目指します。
- 生徒一人一人の技量、体力や発達の段階、個々の目的等を踏まえながら指導にあたります。
- 顧問同士が指導について話し合ったり、研修会等へ参加したりして指導力向上を図ります。
- 生徒や保護者などと話しやすい雰囲気をつくり、日頃からコミュニケーションを図ります。

《「体罰・懲戒・不適切な指導・正当防衛及び正当行為」とは》



《保護者の皆様へ》



本市では、平成25年度より「体罰の根絶及び児童生徒と教職員とのよりよい関係づくりに向けた調査」を実施してきました。そこには、多くの保護者の皆様から教職員に対する励ましや信頼の声が寄せられ、教職員自身の指導を振り返る機会となるとともに、意欲の向上にもつながっています。

体罰の根絶には、教職員の意識改革はもとより、一部に見られる体罰を容認する風潮をなくすなど、保護者や地域の皆様とともに取り組む必要があると考えますので、今後ご理解とご協力をお願いします。

なお、体罰と思われることがあれば、遠慮なく学校に相談してください。また、学校に直接話しにくいような場合などには市教委の相談窓口をご活用ください。

体罰に関する
相談窓口



学 校：校長、副校長など
 市教育委員会：学校教育課 学校いきいきグループ TEL (028) 632-2727
 同 教職員グループ TEL (028) 632-2726